

○愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱

令和5年7月4日告示第68号

愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新たなふるさと産品を創出しようとする事業（以下「補助事業」という。）に取り組む事業者に対して予算の範囲内において愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、愛南町補助金等交付規則（平成17年愛南町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと産品 町内において生産、製造及び加工される製品（町内生産物を町外で加工する場合を含む。）並びに提供されるサービスをいう。
- (2) 事業者 町内に事業所を有し、又は町内に事業所を開設する予定がある法人又は個人の事業者であって、継続した事業活動を行うことができるものをいう。
- (3) クラウドファンディング 町が行う本事業の公募により採択された事業を実施するための資金を町が指定するインターネットサイトにおいて募集し、調達することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、町長が別に定める事業者提案の募集に応募し、採択された者（以下「採択事業者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町が採択事業者の提案した補助事業への寄付としてクラウドファンディングによる寄付を受けた額の合計額（以下「寄附額」という。）が事業者提案の募集の際に示した事業費の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額。以下「目標額」という。）に達した者又は寄附額が目標額に達しない場合であっても採択事業者が自らの責めにおいて事業を行うことを町と協議し、町の同意を得た者

- (2) 補助事業により創出したふるさと産品を町のふるさと納税の返礼品として登録する意思のある者
- (3) 第7条第2項の規定による補助金の交付決定の日から5年以上継続して補助事業を行う意思のある者
- (4) 町税等の滞納（納税猶予等の措置を受けている場合を除く。）がない者
- (5) 愛南町暴力団排除条例（平成23年愛南町条例第13号）第2条第3号の暴力団員等でない者又はこれと密接な関係を有しない者

2 前項第1項及び第2号の規定にかかわらず、町長は、既に町のふるさと納税の返礼品として登録されているふるさと産品を補助事業の対象とすることができる。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、別表第1に掲げるものとする。

（補助金の額及び限度額）

第5条 補助金の額は、寄附額の10分の3の額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とし、補助対象経費の額の合計を上限とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする採択事業者は、愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に規定する書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、クラウドファンディングにより目標額を達成した日又はクラウドファンディングが終了した日のいずれかの日から30日以内に行うものとする。

（交付決定）

第7条 町長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の不交付を決定するときは愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に当たり条件を付することができる。

（交付決定前の着手）

第8条 採択事業者は、事業の効率的な実施を図るためその他やむを得ない事由がある場合であって、前条第1項の規定による補助金の交付の可否を決定する前に事業に着手するときはあらかじめ愛南町ふるさと産品創出支援事業事前着手届（様式第6号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

（変更申請）

第9条 第7条第2項の交付決定通知書を受けた採択事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の計画を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金（変更交付・取消）決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内に愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金実績報告書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第11条 町長は前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者の経済的な事情その他補助金の交付の目的を達成するため補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると特に認めるときは、町長は、補助事業が完了する前に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

（補助金の請求等）

第13条 補助事業者は、第11条の通知書を受理したときは、愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金交付請求書（様式第11号）により町長に請求するものとする。

2 補助事業者は、前条第2項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金概算払請求書（様式第12号）により町長に請求するものとする。

（繰越協議）

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度において補助事業が年度内に完了しないと見込まれるときは、当該年度の2月1日までに愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金繰越協議書（様式第13号）を町長に提出し、協議を行うことができる。

（繰越承認）

第15条 町長は、前条の協議書を受けたときは、その内容を審査し、愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金繰越承認（不承認）通知書（様式第14号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の取消し等）

第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- （1） この告示の規定に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （3） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でないと町長が認めるとき。

（事業成果の報告）

第17条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間は、補助金の交付を受けた補助事業の実施状況を定期的に町長に報告しなければならない。

（書類の保存）

第18条 補助事業者は、補助事業に関する書類及び帳簿等の関係書類を補助金を交付した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第19条 規則第20条ただし書の町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

2 規則第20条第2号の町長が定めるものは、1品の取得価格又はその効用増加価格が30

万円以上のものとする。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

補助事業	補助対象経費
新たなふるさと製品の生産、製造及び加工に要する施設、設備等に関するもの	工場、作業場等の建物取得に係る建設費
	建物付帯設備の整備又は取得に要する経費
	ふるさと製品創出に要する構築物、機械装置等の取得に係る経費
	建物賃借による改増築費
	備品購入費（ふるさと製品の創出に要するものに限る。）
	外部評価費（ふるさと製品の創出に要するものに限る。）
	その他新たなふるさと製品創出に必要と認める経費

備考 公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、消耗品費、土地の造成費、土地の購入費その他社会通念上不適切と認められる経費は、補助対象経費に含まない。

別表第2（第6条関係）

添付書類
1 個人事業者・法人事業者共通
（1）事業計画書
（2）収支予算書
（3）町税等の納税証明書
（4）愛南町ふるさと製品創出支援事業実施等誓約書（様式第2号）
（5）愛南町ふるさと製品創出支援事業暴力団員等非該当誓約書（様式第3号）
2 個人事業者の場合

- (1) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し（3か月以内のもの）
- (2) 個人事業の開廃業等届出書（届出済みの場合）
- (3) 直近3期分の決算書
- (4) 営業許可証等の写し（許認可を必要とする事業のみ）
- (5) その他町長が必要と認める書類

3 法人事業者の場合

- (1) 履歴事項全部証明書（3か月以内のもの）
- (2) 定款の写し
- (3) 直近3期分の決算書
- (4) 営業許可証等の写し（許認可を必要とする事業に限る。）
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第1号(第6条関係)

様式第1号(第6条関係)

愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金交付申請書

年 月 日

愛南町長 様

申請者 住所
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名)
電話番号

愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金の交付を受けたいので、愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 交付申請額 円

3 事業の完了予定年月日

4 添付書類
別紙のとおり

様式第2号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

愛南町ふるさと産品創出支援事業実施等誓約書

愛南町長 様

私は、愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金の交付申請に当たり、以下の事項を誓約します。

- 1 愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱(令和5年愛南町告示第 号。以下「交付要綱」という。)の規定を遵守します。
- 2 新たに創出したふるさと産品を町のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有します。
- 3 補助金の交付決定の日から5年以上継続して補助事業を営む意思を有します。
- 4 交付要綱第16条の規定により補助金の全部又は一部を取り消されたときは、当該取消しに係る部分について交付された補助金を返還します。
- 5 補助対象事業完了日の属する年度の翌年度から5年間、毎年の事業成果を報告します。

年 月 日

氏名(法人その他の団体にあつては、代表者氏名)

印

様式第3号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

愛南町ふるさと産品創出支援事業暴力団員等非該当誓約書

年 月 日

愛南町長 様

事業者 住所
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名)
電話番号

私は、愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱第3条第5号の暴力団員等又はこれと密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

なお、誓約事項の確認のため愛南警察署等に対する関係情報の照会及び取得について承諾します。

様式第4号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金交付決定通知書

愛南町指令 第 号
年 月 日

様

愛南町長



年 月 日付けで申請のあった愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金について、次のとおり決定するので、愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 事業名

2 補助金交付決定額 円

3 交付の条件

様式第5号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金不交付決定通知書

愛南町指令 第 号
年 月 日

様

愛南町長



年 月 日付けで申請のあった愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金について、次の理由により不交付を決定するので、愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

- 1 事業名
- 2 不交付の理由

様式第6号(第8条関係)

様式第6号(第8条関係)

愛南町ふるさと産品創出支援事業事前着手届

年 月 日

愛南町長 様

届出者 住所
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名)
電話番号

年 月 日付けで申請した愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金について、次のとおり補助金の交付決定前に補助事業に着手しますので、愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

1 事業名

2 交付申請予定額 円

3 事業実施機関 着手予定日 年 月 日
完了予定日 年 月 日

4 事業概要

5 事前着手を必要とする理由

6 事前着手の条件

- (1) この届出に係る補助事業については、着手から補助金の交付決定を受けるまでの間において事業計画の変更を行わないこと。
- (2) 補助金交付決定を受けるまでの間において天変地変等の理由により実施する補助事業に損失が生じたときは、当該損失は届出者が負担すること。
- (3) 補助金の不交付決定を受けたとき又は補助金交付決定を受けた補助金の額が交付申請額に達しないときにおいても、これに異議を申し立てないこと。

様式第7号(第9条関係)

様式第7号(第9条関係)

愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金変更(中止)承認申請書

年 月 日

愛南町長 様

事業者 住所
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名)
電話番号

年 月 日付け愛南町指令 第 号により交付決定を受けた愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金について、次のとおり補助事業を変更(中止)したいので、愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

1 事業名

2 変更(中止)の理由

3 変更の内容

(1) 補助事業の変更内容

変更前	変更後

(2) 事業の経費内訳(単位:円)

経費の名称	補助事業に要する経費		補助金額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	
合計					

※補助事業の経費を変更する場合は、見積書の写しを添付すること。

様式第8号(第9条関係)

様式第8号(第9条関係)

愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金(変更交付・取消)決定通知書

愛南町指令 第 号
年 月 日

様

愛南町長



年 月 日付けで提出があった愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金の変更(中止)の承認申請については、次のとおり決定するので、愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

1 事業名

2 決定内容 変更交付決定 ・ 変更不承認 ・ 取消し

3 補助金変更交付決定額 円

4 附帯条件(不承認又は取消しの場合は、その理由)

様式第9号(第10条関係)

様式第9号(第10条関係)

愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金実績報告書

年 月 日

愛南町長 様

事業者 住所
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名)
電話番号

年 月 日付け愛南町指令 第 号により交付決定を受けた愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金について、次のとおり補助事業が完了したので、愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 事業名

2 事業の概要

3 関係書類

- (1) 事業報告書(別紙1)
- (2) 収支決算書(別紙2)
- (3) 事業の実施状況が分かる写真、資料等
- (4) 領収書等の写し

(別紙1)

事業報告書

事業者名	
事業名	
具体的な事業内容(事業の趣旨、実施日時、場所、参加者の状況等)	
事業の成果(事業実施に関する新たな効果、地域への還元等)	

※事業効果について報告書、アンケート結果等があれば、別途添付すること。

(別紙2)

収支決算書

事業者名 _____

収入の部

単位：円

科目	予算額	決算額	差引増減	摘要(収入先等)
町補助金				
自己資金				
寄附金・協賛金				
売上				
他団体等補助金・助成金				
合計				

支出の部

単位：円

科目	予算額	決算額	差引増減	摘要(収入先等)
合計				

様式第10号（第11条関係）

様式第10号(第11条関係)

愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金確定通知書

愛南町指令 第 号
年 月 日

様

愛南町長



年 月 日付けで実績報告があった愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金については、次のとおり補助金の額を確定するので、愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金交付確定額 | 円 |

様式第11号（第13条関係）

様式第11号(第13条関係)

愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金交付請求書

年 月 日

愛南町長 様

事業者 住所
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名)
電話番号

年 月 日付け愛南町指令 第 号により額の確定通知を受けた愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金について、愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により次のとおり請求します。

金 円

内訳	交付確定額	金	円
	概算払受領済額	金	円
	今回請求額	金	円

振込先金融機関	銀行 農協		支店 支所
預金種別	普通 当座	口座番号	(フリガナ) 口座名義人

様式第12号（第13条関係）

様式第12号(第13条関係)

愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

愛南町長 様

事業者 住所
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名)
電話番号

年 月 日付け愛南町指令 第 号により交付決定を受けた愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金について、概算払による交付を受けたいので、愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により次のとおり請求します。

		金	円
内訳	交付決定額	金	円
	概算払受領済額	金	円
	今回請求額	金	円
	残額	金	円

振込先金融機関	銀行	支店	
	農協	支所	
預金種別	普通 当座	口座番号	(フリガナ) 口座名義人

様式第13号（第14条関係）

様式第13号（第14条関係）

愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金繰越協議書

年 月 日

愛南町長 様

事業者 住所
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名)
電話番号

年 月 日付け愛南町指令 第 号により交付決定を受けた愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金について、年度内に事業が完了しない見込みであるため、愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱第14条の規定により次のとおり協議します。

- 1 事業名
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 繰越協議額 円
- 4 繰越しの理由

様式第14号（第15条関係）

様式第14号(第15条関係)

愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金繰越承認(不承認)通知書

第 号
年 月 日

様

愛南町長



年 月 日付けで協議書の提出があつた愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金の繰越しについては、次のとおり決定するので、愛南町ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

- 1 事業名
- 2 決定内容 承認 ・ 不承認
- 3 附帯条件(不承認の場合は、その理由)